

コロナ禍の子育て支援策について

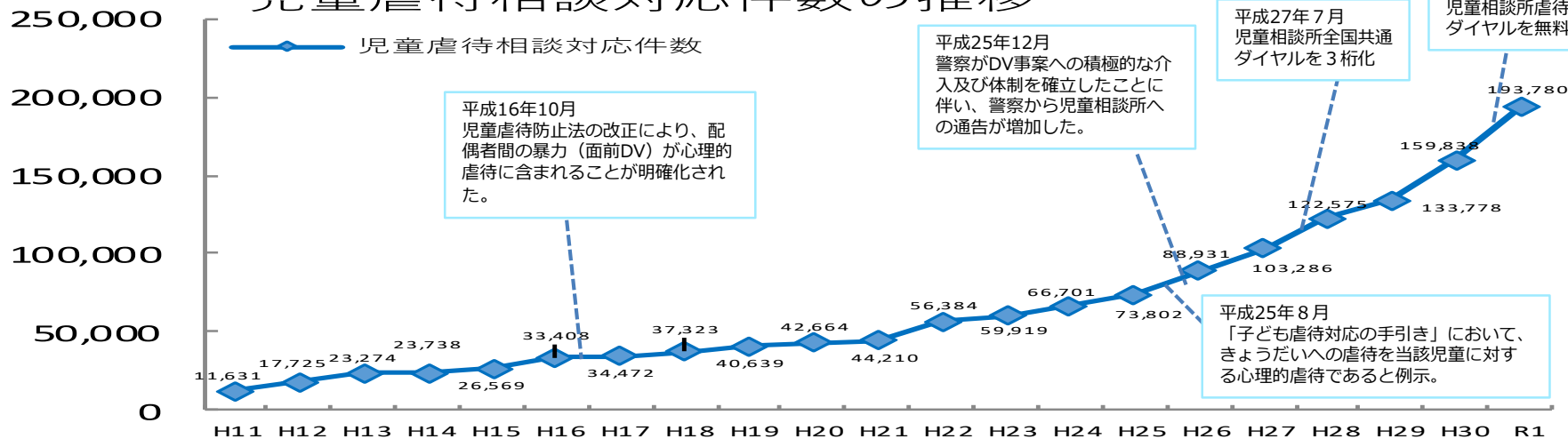
厚生労働省子ども家庭局

R3.4.6

児童虐待相談の対応件数推移及び虐待相談の内容・相談経路

- 令和元年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、193,780件。平成11年度に比べて約17倍。
- 心理的虐待の割合が最も多く（56.3%）、次いで身体的虐待の割合が多い（25.4%）。
- 相談経路は、警察等（50%）、近隣知人（13%）、家族（8%）、学校等（8%）からの通告が多くなっている。

児童虐待相談対応件数の推移



○ 虐待相談の内容別割合

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
令和元年度	49,240 (25.2%) (+9,002)	33,345 (17.2%) (+3,366)	2,077 (1.1%) (+374)	109,118 (56.3%) (+20,727)	193,780 (100.0%) (+33,942)

○ 虐待相談の相談経路

	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	その他	総数
元年度	13,160 (7%) (+1,982)	2,639 (2%) (+325)	25,285 (13%) (+3,836)	1,663 (1%) (+249)	8,890 (5%) (+559)	210 (0%) (-20)	232 (0%) (+16)	3,675 (2%) (+133)	2,871 (1%) (+394)	96,473 (50%) (+17,335)	14,828 (8%) (+3,379)	23,854 (12%) (+5,754)	193,780 (100%) (+33,942)

児童虐待相談対応件数の動向について(速報値)

- 令和2年1月から11月までの各月における児童虐待相談対応件数(速報値)は、以下の通り。

	1月	2月	3月	4月	5月
合計 (前年同月) (対前年同月比)	14,816 (12,249) (+21%)	15,051 (13,517) (+11%)	23,732 (20,074) (+18%)	14,953 (13,746) (+9%)	13,772 (13,871) (▲1%)
6月	7月	8月	9月	10月	11月
18,028 (16,092) (+12%)	17,026 (17,690) (▲4%)	14,901 (14,840) (±0%)	16,890 (15,740) (+7%)	17,692 (17,636) (±0%)	14,725 (15,425) (▲5%)

※虐待相談対応件数は、通常年度単位で集計・公表しているところ、全体的な動向を把握するため、月単位の件数を速報値として集計したものであるため、今後精査を行う過程で、数値が変動することがある。

「新型コロナウイルス感染症のひとり親家庭への影響に関する緊急調査」 (概要)

- 足下のひとり親家庭の状況を緊急的に把握すべく、**厚生労働省が独立行政法人労働政策研究・研修機構 (JILPT) に依頼して調査を実施。**
 - ・ 調査対象・方法 : スマートフォン等による**LINEリサーチのモニターに対する調査。**
 - ・ 調査時期 : 2020年11月27日 (金) ~30日 (月)
- 「ひとり親世帯」及び比較のための「ひとり親世帯以外」につき、それぞれ各500人 (計1,000人) のサンプルを回収。

※以下、割合 (%) は端数処理の関係上一致しないものがある。

年末に向けての暮らし向きが「苦しい」、直近1ヶ月間に必要とする食料が買えない経験があったと回答したひとり親世帯が、ひとり親世帯以外の世帯と比べて10%程度高い状況。ひとり親世帯の生活実態は依然として厳しい。

◆年末に向けての暮らし向きについて、「苦しい」ひとり親世帯は60.8% (ひとり親世帯以外は47.6%)

	大変苦しい	やや苦しい	ふつう	ややゆとりがある	大変ゆとりがある	苦しい計	合計
ひとり親世帯	137	167	176	18	2	304	500
	27.4%	33.4%	35.2%	3.6%	0.4%	60.8%	100.0%
ひとり親世帯以外	106	132	243	14	5	238	500
	21.2%	26.4%	48.6%	2.8%	1.0%	47.6%	100.0%

◆直近1ヶ月間に必要とする食料が買えない経験があったひとり親世帯は35.6% (ひとり親世帯以外は26.4%)

	よくあった	ときどきあった	まれにあった	まったくなかった	あった計	合計
ひとり親世帯	38	61	79	322	178	500
	7.6%	12.2%	15.8%	64.4%	35.6%	100.0%
ひとり親世帯以外	30	45	57	368	132	500
	6.0%	9.0%	11.4%	73.6%	26.4%	100.0%

※2017年生活と支え合いに関する調査 (特別集計) では、食料が買えない経験があったひとり親世帯は34.9% (よくあった6.7%、ときどきあった11.8%、まれにあった16.4%の合計)

貯蓄は一切ない又は50万円未満のひとり親世帯が、ひとり親世帯以外の世帯と比べて10%以上高い状況。
 就労収入のほか、公的給付(児童手当・児童扶養手当)が、ひとり親世帯の収入源として重要な役割を果たしているが、12月は児童手当・児童扶養手当のいずれもが支給されない月であり、年末年始に向けて支援が必要な状況。

◆世帯の現在の預貯金額（財形貯蓄、株式・債券等を含む）について、貯蓄は一切ない又は50万円未満のひとり親世帯は40.6%（ひとり親世帯以外は28.0%）

	貯蓄は一切ない	50万円未満	50～100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～500万円未満	500～700万円未満	700万円以上	わからない	答えたくない	合計
ひとり親世帯	118 23.6%	85 17.0%	52 10.4%	48 9.6%	32 6.4%	24 4.8%	20 4.0%	49 9.8%	29 5.8%	43 8.6%	500 100.0%
ひとり親世帯以外	90 18.0%	50 10.0%	43 8.6%	46 9.2%	27 5.4%	40 8.0%	23 4.6%	82 16.4%	59 11.8%	40 8.0%	500 100.0%

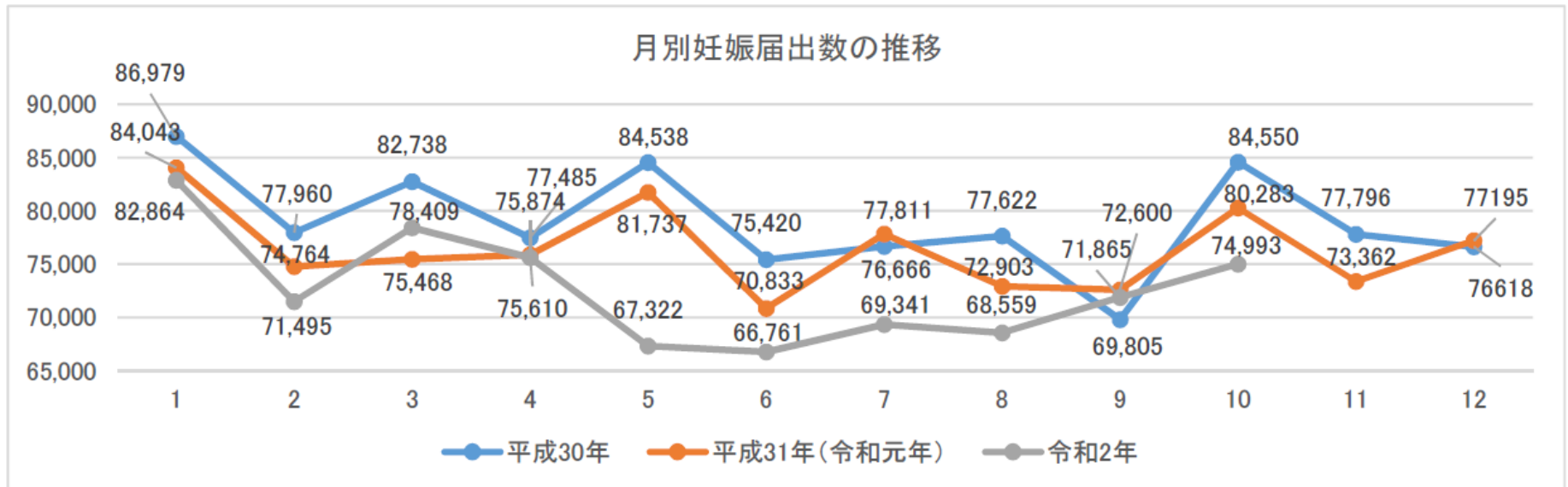
◆現在の収入源をみると、就労収入のほか、公的給付(児童手当・児童扶養手当)が、ひとり親世帯に果たす役割が大きい。

	本人の就労収入	本人以外の世帯員の就労収入	元夫(妻)からの養育費	親や親族からの援助	銀行や消費者金融からの借入れ	消費財収入	財産収入	公的年金・恩給	生活保護	児童手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	その他	わからない	答えたくない	合計
ひとり親世帯	449 89.8%	75 15.0%	79 15.8%	25 5.0%	22 4.4%	6 1.2%	22 4.4%	12 2.4%	12 2.4%	224 44.8%	192 38.4%	31 6.2%	9 1.8%	1 0.2%	7 1.4%	500 -
ひとり親世帯以外	394 78.8%	234 46.8%	4 0.8%	17 3.4%	14 2.8%	22 4.4%	41 8.2%	9 1.8%	9 1.8%	79 15.8%	6 1.2%	7 1.4%	5 1.0%	8 1.6%	7 1.4%	500 -

※複数回答

妊娠届出数の推移等

- 令和2年8月の妊娠届け出数は68,559件であり、前年同月の72,903件と比較すると6.0%減。
- 令和2年9月の妊娠届け出数は71,865件であり、前年同月の72,600件と比較すると1.0%減。
- 令和2年10月の妊娠届け出数は74,993件であり、前年同月の80,283件と比較すると6.6%減。
- 令和2年1-10月の累計妊娠届出数は727,219件であり、前年同期間の766,316件と比較すると5.1%減。



本日のご説明内容

子ども家庭局

コロナ禍の子育て支援策について、本日は以下を取り上げてご説明

- 児童虐待防止対策
(支援対象児童等見守り強化事業、「189」)
- ひとり親家庭等の支援
(給付金の支給、職業訓練の支援等)
- 妊産婦の不安対策
(新型コロナウイルス検査の助成、保健指導等)

それぞれ、どんなことをやっているか、それをどのようにして必要とする方に届かせようとしているか

新型コロナウイルス禍における課題対応①

児童虐待防止対策(支援対象児童等見守り強化事業、「189」)

<やっていること>

- 地域の関係者がネットワークを構築して、支援が必要な子ども等の状況把握、食事提供、学習支援等を通じて子どもの見守り体制を強化する事業を実施。
※ この事業は、地域のネットワークを通じた「届かせるための対策」でもある。
- 「189(いちはやく)」を、令和元年12月から無償化

<届かせるための対策>

- ～虐待当事者だけではなく、広く関係者・国民に問題提起し、見守りの目を増やす
- 「児童虐待防止推進月間」(令和2年11月)にあわせて、オンラインフォーラムを開催
- ポスター、リーフレットの配付(昨年度実績ポスター約12万部、リーフレット約200万部)
SNS配信を通じ、「189(いちはやく)」、「体罰等によらない子育て」等の周知・啓発

支援対象児童等見守り強化事業

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

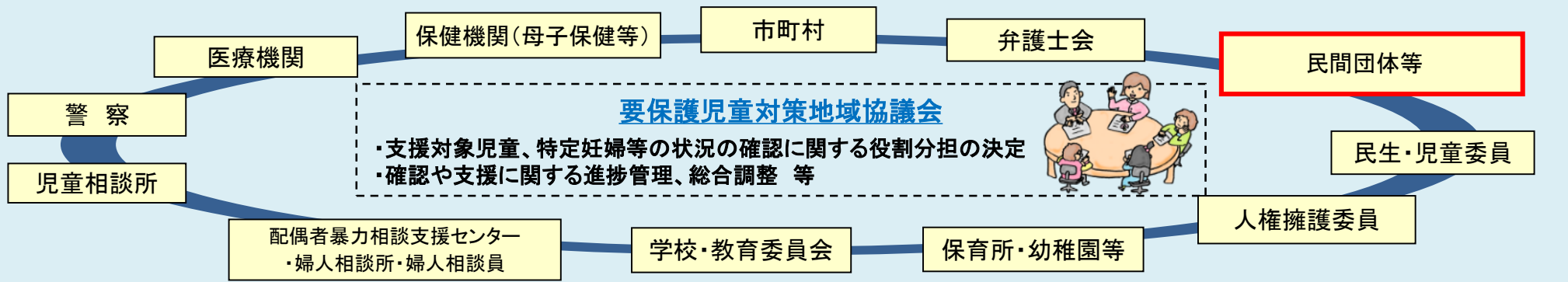
1か所当たり：9,723千円
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



定期的な状況把握・支援

民間団体等の支援スタッフが訪問等を実施

状況の把握

食事の提供

学習・生活指導支援等

見守り体制の強化

支援対象児童等の居宅等

子育て支援を行う民間団体等※
(子ども食堂、子ども宅食等)
※要対協の構成員に限定しない





いち はや く

189 知らせて守る こどもの未来



～あなたの1本の電話で救われる子どもがいます～

「児童虐待かも…」と思ったら、すぐにお電話ください。

通話料無料
児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く
189

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。



新型コロナウイルス禍における課題対応②

ひとり親家庭等の支援(給付金の支給、職業訓練の支援等)

<やっていること>

- 低所得の子育て世帯に対し、子ども1人あたり一律5万円を支給
※児童扶養手当受給者は申請不要
- 訓練受講中の生活費支援の拡充(デジタル分野等の民間資格への拡大)、住居借上に必要となる資金の償還免除付の無利子貸付制度の新設

<届かせるための対策>

～他省庁の施策も含む支援策の周知、相談窓口の案内、ワンストップ化

- ひとり親家庭等が利用できる施策を一覧化したリーフレットのサンプルを作成
(厚労省HPで公表するとともに市町村の窓口等での周知を依頼)
- 児童扶養手当受給者には給付金を申請不要で支給。支給対象者や申請手続、問い合わせ先についてのリーフレットを作成し、厚労省HPで公表するとともに市町村の窓口等での周知を依頼
- ひとり親家庭等に対する相談体制のワンストップ化を推進。ネットや他の手続き経由でのワンストップ窓口への誘導も推進

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。

(1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
② **①以外の住民税非課税の子育て世帯**（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）)

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,175億円（事業費1,895億円、事務費280億円）
※令和3年度（令和2年度からの繰越分）新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和3年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り5月までに支給（**申請不要**）
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
② その他低所得の子育て世帯：今後、対象世帯の把握方法や支給方法等の実務について自治体と調整を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り速やかに支給

(2) 給付額

児童一人当たり一律**5万円**

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担

ひとり親家庭向けの支援(高等職業訓練促進給付金・住宅支援資金貸付)

◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージ（仮称）を策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】 【月10万円】

◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】
1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ
(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等

【見直し(案)】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得の場合も新たに給付対象とする
※デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座 等

※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考

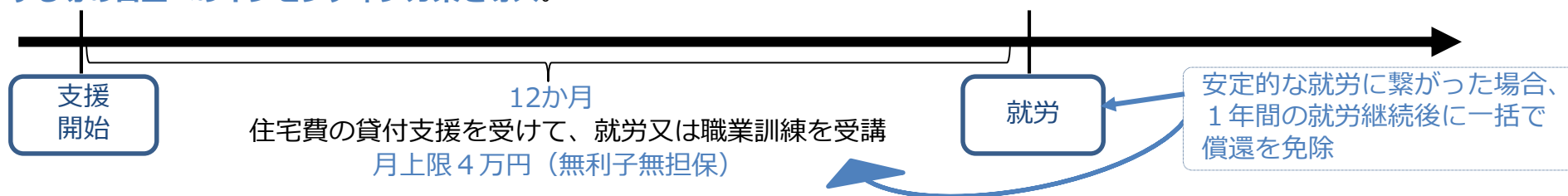
高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費（月10万円）を給付する仕組み

※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割、上限年20万円）等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】 【月4万円】

◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、**住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度を創設**。安定的な就労につながった場合には、**1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入**。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの ひとり親家庭の皆さまへ

- 相談できる人がいない・・・
- ひとりでは家事や子育てに手が回らない・・・
- 家計が大変！経済的支援があれば・・・
- 就職したい！資格を取りたい！

このような
お悩み
ありませんか？

ひとり親家庭全般に関する相談窓口はこちら

〇〇市〇〇〇〇課

〇〇市役所〇階（開庁時間 平日〇時～〇時）

電話・メール相談も受け付けています








TEL : 00-0000-0000（受付時間 平日〇時～〇時）

FAX : 00-0000-0000

E-mail : aaaaa@bbbbbb.jp

フロアマップ

お困りごとの内容に応じた相談窓口はこちら

子育て やDV の悩み	児童相談所	子育ての悩み、虐待の相談などについて、お電話でご相談を受け付けます。	0570-783-189	
	① DV相談ナビ ② DV相談+（プラス）	DVの悩みに、相談員が親身に対応します。 ① 最寄りの窓口 ② 24時間の電話相談（SNS・メールも対応）	① #8008 ② 0120-279-889	
心の 健康	よりそいホットライン	どんなひとの、どんな悩みにもよりそって、一緒に解決できる方法を探します。	0120-279-338	
	SNS等による相談	LINE, Twitter, FacebookなどのSNSや電話を通じてお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000	
	精神保健福祉センター	保健師・精神保健福祉士などの専門職が、面接やお電話などで、心の健康に関するお悩みの相談を受け付けます。	00-0000-0000	
しごと	ハローワーク	仕事をお探しの方はお近くの①ハローワークや②マザーズハローワークにご相談ください。求人情報はハローワークインターネットサービスでも探すことができます。	① 00-0000-0000 ② 00-0000-0000	 
	特別労働相談窓口	解雇・雇止め・休業手当などの労働相談に対応しています。	00-0000-0000	

ひとり親家庭の皆さまにご活用いただける支援の一覧

給付金	ひとり親家庭の方	低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金	【基本給付】 (再支給分の金額含む) 1世帯 10 万円、 第2子以降は + 6 万円	①児童扶養手当受給者 ※振込済 ②年金受給のひとり親 ③収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となったひとり親 ※上記②または③に該当する方で、まだ基本給付の支給を受けていない方は、申請を行うことで、再支給分を含めた額が支給されます。	都道府県市町村
			【追加給付】 1世帯 5 万円	基本給付を受給した①、②の対象者のうち、収入が減少した方 ※自己申告 ※添付書類不要	都道府県市町村
貸付	生活資金でお悩みの方	緊急小口資金	最大 20 万円	当座の生活のための緊急かつ一時的な生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：2年以内	各市町村社会福祉協議会
		総合支援資金	最大 20 万円 × 3 か月	生活再建までの一定期間の生活費が必要な方 ■ 据置期間：1年以内 ※償還免除の特例あり ■ 返済期間：10年以内	各市町村社会福祉協議会
住まい	家賃でお悩みの方	住居確保給付金	家賃相当額	休業などに伴う収入減により、離職などと同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方	市町村
	住居でお悩みの方	公営住宅	ひとり親世帯は公営住宅の優先入居の対象世帯です。		市町村
		母子生活支援施設	生活に困窮する母子家庭に住まいを提供する施設です。		都道府県市町村
就学	子どもの就学資金でお悩みの方	義務教育段階の就学援助	学用品費、学校給食費、医療費、修学旅行費、オンライン学習通信費などの支援が受けられます。 ※市町村ごとに認定基準や支給額が異なります。		市町村教育委員会
		高校生等奨学給付金	約 3 ～ 15 万円	授業料以外の教育費負担でお困りの、生活保護世帯、住民税非課税世帯の方 ※家計急変により住民税非課税相当となった方を含む。 ※高校等の授業料は「高等学校等就学支援金」により支援	都道府県または都道府県教育委員会
		高等教育の修学支援新制度	最大年額 約 161 万円 (授業料減免+給付型奨学金)	大学・短大・高専(4・5年)・専門学校に在学する住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込も可	在学する学校
		日本学生支援機構の貸与型奨学金	(第一種奨学金) 最大月額 6.4 万円 (第二種奨学金) 最大月額 12 万円	大学・短大・高専・専門学校に在学する、幅広い世帯の学生等 ※家計急変の場合は随時申込可 ※大学等への進学前の予約申込も可	在学する学校
しごと	休業した労働者の方	傷病手当金	標準報酬月額(直近12か月平均)の1/30×2/3	健康保険等の被保険者であって、療養のため働くことができない方 ※国民健康保険の被保険者も、市町村によっては支給される場合あり	協会けんぽ・健康保険組合 ※市町村
		新型コロナウイルス感染症対応休業支援金	休業前賃金の 80 %	休業手当の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者の方	コールセンター0120-221-276
	企業の方	小学校休業等対応助成金	賃金相当額	小学校などの臨時休業などにより仕事を休まざるをえなくなった労働者の方に、有給休暇を取得させた場合 ※子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった、個人で仕事をする方には「小学校休業等対応支援金」を支給	コールセンター0120-60-3999
		雇用調整助成金	休業手当などの最大 10/10 の助成率	労働者の方に休業手当などを支払う場合	
猶予など	いまは、納税や支払いが難しい方	税・国民健康保険料などの免除・猶予	収入が減少した方は、税や国民健康保険料などの免除や猶予が認められることがあります。		国税局 都道府県市町村
		国民年金保険料の免除・納付猶予	収入が減少した方は、国民年金保険料の免除申請ができます。		市町村年金事務所
		公共料金の支払いの猶予	<ul style="list-style-type: none"> ■ 上下水道：市町村 ■ 電気・ガス・電話料金：契約されている事業者 ■ NHK受信料：〇〇放送局 00-0000-0000 		

低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分) のご案内

ひとり親世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

■以下の①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和3年●月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和3年●月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■厚生労働省 コールセンター

0120-400-903 (受付時間：平日9:00～18:00)

■〇〇市役所

「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

0000-000-000

3. 給付金の支給手続き

■ 令和3年●月分の児童扶養手当受給者の方（表面1の①に該当する方）

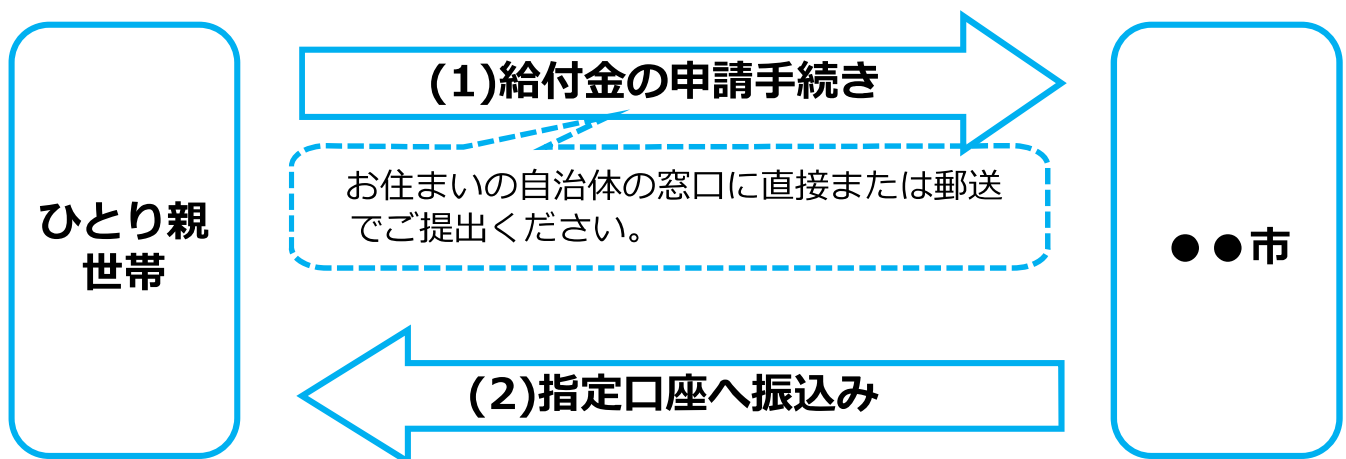
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ ●月頃、令和3年●月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■ 上記以外の方（表面1の②又は③のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに〇〇市の窓口に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

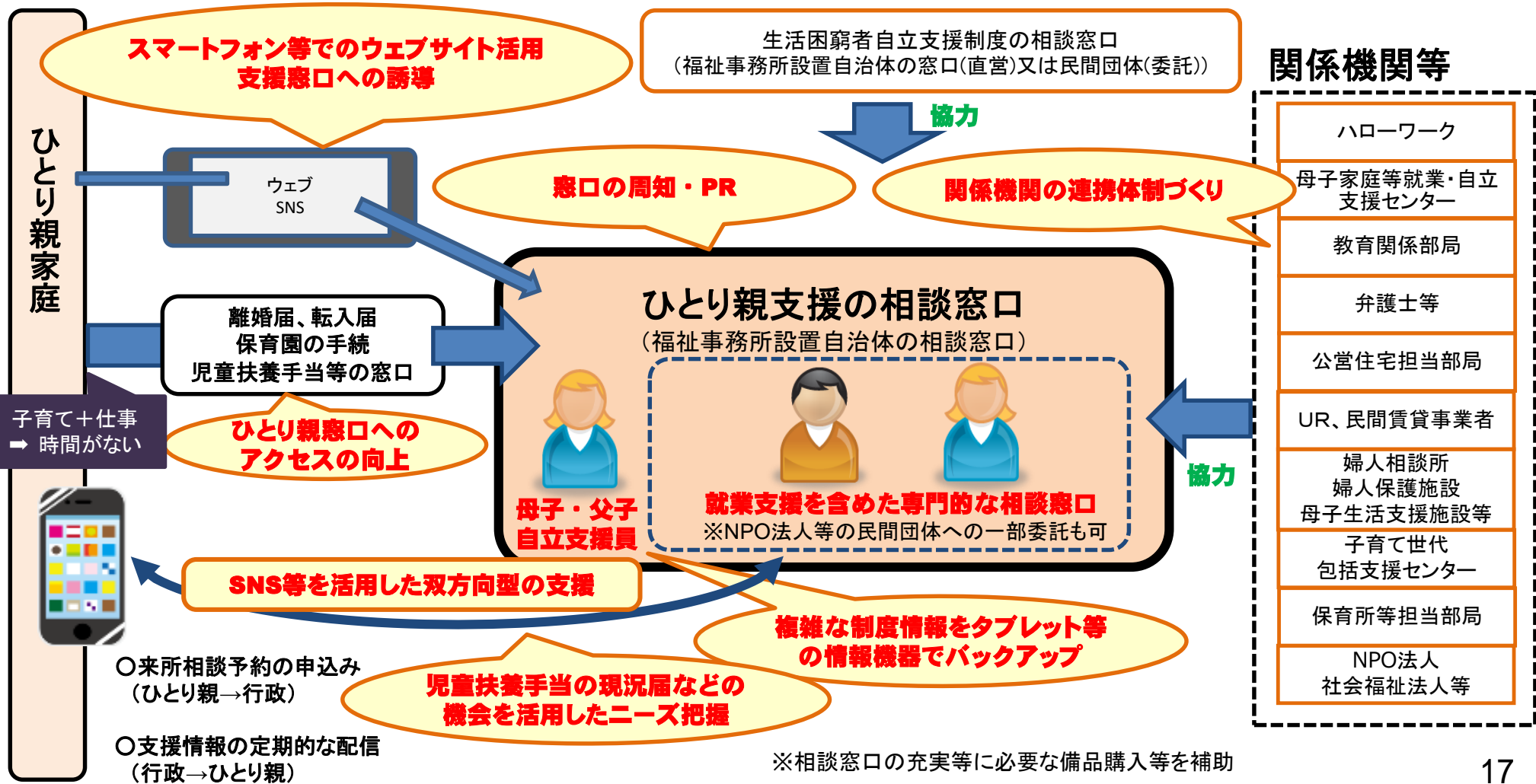


「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。

自治体の窓口のワンストップ化の推進

支援を必要とするひとり親が行政の相談窓口で確実につながるよう、分かりやすい情報提供や相談窓口への誘導の強化を行いつつ、ひとり親家庭の相談窓口において、実情を踏まえた、**ワンストップで寄り添い型支援**を行うことができる体制を整備



新型コロナウイルス禍における課題対応③

妊産婦の不安対策(新型コロナウイルス検査の助成、保健指導等)

<やっていること>

- 分娩前の新型コロナウイルス検査費用の補助、オンラインによる保健指導等により、新型コロナウイルス流行下における妊産婦への寄り添った支援を実施

<届かせるための対策>

～安心して出産してもらうため、アウトリーチ型の情報提供～

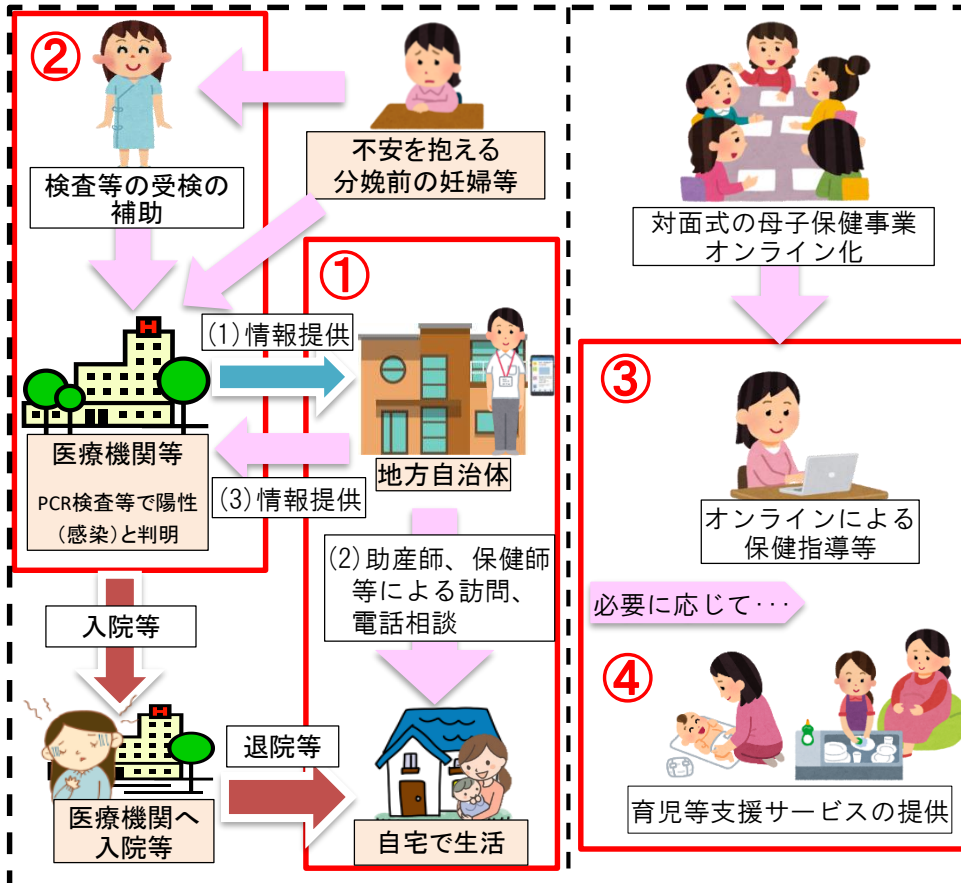
- 親しみやすいリーフレットを作成し、自治体、医師会、産婦人科医会、小児科医会等を通じて周知
- 妊婦の方々が過度に不安を感じないように、科学的知見に基づいたリーフレットを作成・配付。厚労省HPで専門家からのビデオメッセージを発信

※その他、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することをはじめ、不妊治療に対する支援を実施

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた妊産婦・乳幼児への総合的な支援 —新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業—

R2第三次補正予算：31億円

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦は日常生活等が制約され、自身のみならず胎児・新生児の健康等について、強い不安を抱えて生活をしている状況にある。
- とりわけ、感染が確認された妊産婦は、出産後も一定期間の母子分離を強いられることなど、メンタルヘルス上の影響が懸念される。また、予定していた里帰り出産が困難となり、家族等による支援を得られず孤独の中で産褥期を過ごすことに不安を抱える妊婦も存在。
- このため、以下の事業に対する補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症の流行下における妊産婦への寄り添った支援を総合的に実施する。



【事業内容】

①ウイルスに感染した妊産婦への支援

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

新型コロナウイルスに感染した妊産婦等に対し、退院後、助産師、保健師等が、電話や訪問などで寄り添った支援を実施

②不安を抱える妊婦への分娩前の検査

【実施主体：都道府県等 負担割合：国1/2】

不安を抱え、基礎疾患を有する妊婦に対する分娩前の新型コロナウイルス検査の費用を補助

③オンラインによる保健指導等

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

オンラインによる保健指導等を実施するための設備及び職員の費用を補助

④育児等支援サービスの提供

【実施主体：市町村 負担割合：国1/2、市区町村1/2】

里帰り出産が困難な妊産婦に、育児等支援サービスを提供する

不妊治療の流れ(概略図)

検査



①男性不妊、②女性不妊、③原因が分からない機能性不妊に大別される。
診察所見、精子の所見、画像検査や血液検査等を用いて診断する。

原因の治療

男性不妊の治療

精管閉塞、先天性の形態異常、逆行性射精、造精機能障害など。
手術療法や薬物療法が行われる。

女性不妊の治療

子宮奇形や、感染症による卵管の癒着、子宮内膜症による癒着、ホルモンの異常による排卵障害や無月経など。
手術療法や薬物療法が行われる。

機能性不妊や治療が奏功しないもの

夫婦間で行われる
人工授精など

人工授精(AIH)

精液を注入器で直接子宮に注入し、妊娠を図る。主に、夫側の精液の異常、性交障害等の場合に用いられる。比較的、安価。

特定
不妊
治療

体外受精

体外で受精させ、妊娠を図る。採卵を伴うため、女性側の身体的負担が重い。主に、人工授精後や女性不妊の場合に用いられる。

顕微授精

体外受精のうち、人工的に(卵子に注射針等で精子を注入するなど)受精させるもの。

男性に対する治療

顕微鏡下精巣内精子回収法(MD-TESE)。手術用顕微鏡を用いて精巣内より精子を回収する。

 国費で助成(不妊に悩む方への特定治療支援事業の対象)

倫理的にどこまで行ってもいいのか、対象者、親子関係、子どもの出自を知る権利、近親婚の防止、対価の授受などの特有の課題

(H15厚労省の部会、H20日本学術会議で検討→法制化には至っていない)

※学会は精子提供による人工授精は容認、卵子提供はルールを示していない。胚提供・代理懐胎は禁止。

保険適用

保険適用外

不妊治療等関連施策の推進について

子どもを持ちたい
人が、安心して
産み育てられる
社会の実現



不妊治療への
経済的支援

- 現行の助成制度の拡充
 - ✓ 所得制限の撤廃
 - ✓ 助成額の引上げ
1回15万円→1回30万円
 - ✓ 助成回数
生涯6回→子ども一人当たり6回等
- 令和4年度からの保険適用

不育症への
経済的支援

- 不育症検査への助成金の創設
 - ✓ 保険外の検査にかかる費用
に対する助成事業を創設

不妊症・不育症への
相談支援等

- 相談支援体制の強化
- 国民や医療機関への正しい情報の
周知・広報

里親・特別養子縁組制度
の普及啓発等

- 不妊治療医療機関での周知
- 不妊治療医療機関や不妊治療相談
センター等とのネットワークを構築

不妊治療と
仕事の両立

- 社会的機運の醸成（理解促進）
- 企業の職場環境整備の促進
 - ✓ 企業が策定する行動計画の指針を改正
 - ✓ 中小企業向け助成金
 - ✓ 休暇制度等導入支援セミナー

小児・AYA世代（※）の
がん患者等の妊よう性温存療法
のための支援

- 費用助成をしながらの研究事業
 - ✓ 令和3年度からの新規事業
 - ✓ 更なるエビデンスの収集・研究

※ AYA (Adolescent and Young Adult)
世代(思春期と若年成人世代):
通常は15歳~40歳未満を指す

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について

令和2年度第三次補正
予算：370億円

目的

出産を希望する世帯を広く支援するため、不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は、現行の助成措置を大幅に拡充することとしている。今般、可能な限り早期にその拡充を図るため、第三次補正予算により実施するもの。

令和3年1月から3月の拡充分及び令和3年度12ヶ月分（計15ヶ月分）について、第三次補正予算案に計上。

事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回**30万円**
※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回**10万円**
通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（**1子ごと**）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は**30万円** ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 拡充の適用 令和3年1月1日以降に終了した治療を対象

拡充前

- ✓ 所得制限：730万円未満（夫婦合算の所得）
- ✓ 助成額：1回15万円（初回のみ30万円）
- ✓ 助成回数：生涯で通算6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：妻の年齢が43歳未満

拡充後

- ✓ 所得制限：**撤廃**
- ✓ 助成額：1回**30万円**
- ✓ 助成回数：**1子ごと** 6回まで（40歳以上43歳未満は3回）
- ✓ 対象年齢：**変更せず**

- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用
- ※ 原則、法律婚の夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

不妊治療関連施策とあわせて実施する里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発等

<検討課題>

子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢として、早い段階から里親制度や特別養子縁組制度に興味・関心を持っていただけるよう、不妊治療への支援拡充と併せて、不妊治療医療機関などにおける、**里親・特別養子縁組制度**の普及啓発等を強化。

※特別養子縁組とは、実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、養親（育ての親）との新たな親子関係を結ぶ制度。

<対応方針>

現 状

- ✓ 広く一般に対して里親・特別養子縁組制度の普及啓発を実施。

(厚生労働省の普及啓発ポスター)



- ✓ 子どもを持ちたいという願いを叶える選択肢の一つとして、不妊治療を受けている方に対して、里親・特別養子縁組制度をご案内する取組は不妊治療医療機関等において殆ど無い。

今後の取組の方向性

令和2年度中

- ✓ 里親・特別養子縁組制度に関する不妊治療を受けている方への意識調査や、不妊治療医療機関における不妊治療を受けている方への制度のご案内の仕方に関するパイロット研究を実施。

令和3年度以降

- ✓ 不妊治療医療機関や不妊専門相談センター等において、
 - ①不妊治療を受けている方に対する制度のご案内の推進
 - ②スタッフが制度を正しく理解するための研修やマニュアル整備の推進
- ✓ 不妊治療医療機関や不妊相談専門センター、婦人相談所、児童相談所、民間団体等のネットワークを構築



新型コロナウイルスに感染した妊産婦の方へ 専門職によるケアや 相談支援を行っています

妊産婦の方は、出産や育児を控え、新型コロナウイルス感染症の流行に不安を感じていると思います。感染が確認された場合でも、皆さまの不安を少しでも軽減できるよう、助産師などが支援を行います。

助産師などにより、訪問による専門的なケアや電話による相談支援を行います。

対象となる方は… (以下の全てに当てはまる方)

- ・新型コロナウイルスの感染が確認された妊産婦の方
- ・健康面や出産後の育児などに不安を感じ支援を希望する方

支援する内容は…

- ・助産師や保健師などの専門職が支援を行います。
- ・訪問や電話などで、妊産婦の方のさまざまな不安や悩みをうかがい、専門的なケアや育児に関する助言や支援を寄り添いながら行います。
- ・費用は無料です。

お申し込み先は…

- ・かかりつけ産科医療機関または分娩予定施設の医師にご相談、または、
- ・下記の自治体までご連絡ください。

新型コロナウイルスに感染したけど、無事に出産や育児ができるかな…助産師に相談したいなあ。



心配なことがあれば
気軽にご相談ください！

新型コロナウイルスに感染し、帝王切開で出産。母子分離となった期間があり授乳の仕方が不安…

新型コロナウイルスに感染し、母親教室や育児教室に参加できず、育児について不安…

新型コロナウイルスに感染し、里帰りができず、身近に相談する人がいなくて不安…



※新型コロナウイルス感染の不安から分娩前に新型コロナウイルス感染症検査を希望される妊婦の方は、裏面をご覧ください。

自治体名、連絡先など



新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦等の方へ

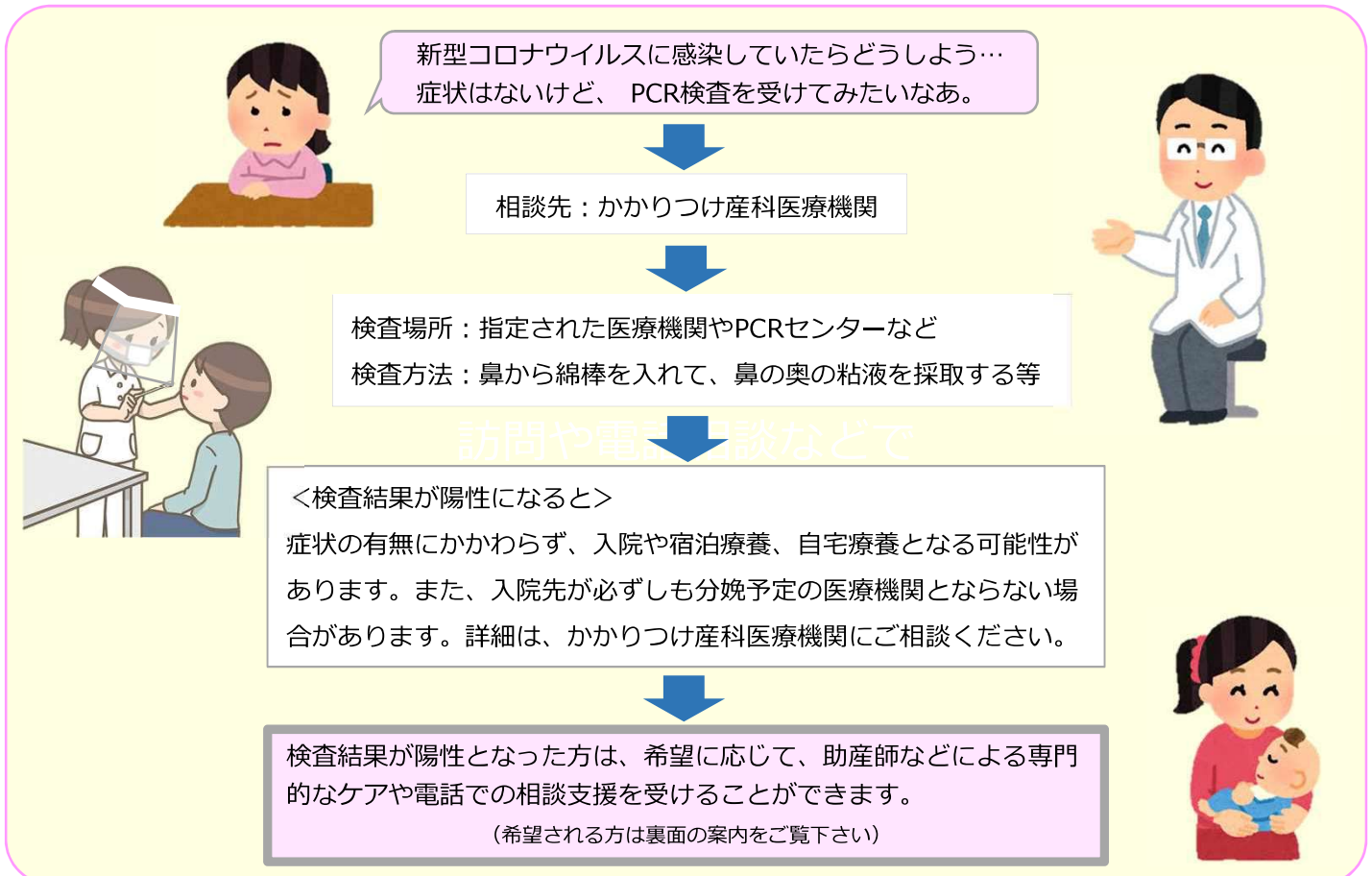
検査を希望する妊婦の方に、新型コロナウイルスの検査を行います。

対 象 （以下にあてはまる方）	相談先
<ul style="list-style-type: none"> ・分娩予定日が概ね2週間以内の方 ・発熱などの感染を疑う症状がない方 	妊婦健診を受けている かかりつけ産科医療機関

※本ウイルス検査は、令和2年度第二次補正予算及び第三次補正予算による母子保健医療対策総合支援事業において実施するものです。

※発熱などの症状のある方や無症状でも医師より検査が必要と判断された方は、本検査の対象ではなく、帰国者・接触者外来などに相談のうえ、感染症法に基づく検査（行政検査）を受けていただくこととなります。

■検査までのフローチャート



ウイルス検査の実施にあたっては、下記内容をご覧になり、かかりつけ産科医療機関にご相談ください。

＜検査結果が陽性となった場合＞

- ・症状の有無にかかわらず、入院や宿泊療養、自宅療養となる可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、入院先が必ずしも分娩予定の医療機関とならない場合があります。また、分娩方法等が変更される（帝王切開や計画分娩等）可能性があります。
- ・症状の有無にかかわらず、感染拡大防止の観点から入院中の面会および分娩時の立ち会いが制限される場合があります。また、分娩後の一定期間、母子分離（お母さんと赤ちゃんが別室での管理となり、赤ちゃんに触れたり、授乳することができない）となる可能性があります。
- ・本検査結果等につきましては、住民票のある自治体に提供させていただく場合があります。

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 対策

～妊婦の方々へ～



厚生労働省は、妊婦の方々の安心・安全の確保に
全力を尽くしてまいります

○感染が妊娠に与える影響○

- 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない場合、その経過は**同年代の妊娠していない女性と変わりません**(※)。

○妊婦の感染が胎児に与える影響○

- 新型コロナウイルスに感染した妊婦から**胎児への感染はまれだ**と考えられています。
- 妊娠初期または中期に新型コロナウイルスに感染した場合に、**ウイルスが原因で胎児に先天異常が引き起こされる可能性は低い**とされています。

○日頃の感染予防○

- 一般的に、妊婦の方が肺炎にかかった場合には、重症化する可能性があります。人混みを避ける、こまめに手を洗うなど日頃の健康管理を徹底してください。

- ※ 高齢での妊娠、肥満、高血圧、糖尿病などが新型コロナウイルス感染症の重症化のリスク因子であるという報告もあり、このような背景を持つ妊婦の方は、特に感染予防に注意してください。
- ※ 妊婦の方への一般的な留意点、妊婦健診、発熱時の留意点などについて、裏面を参考にしてください。また、新型コロナウイルスに関する一般的な情報や、詳しい情報は、厚生労働省や関係学会のホームページをご覧ください。

厚生労働省

「新型コロナウイルスに関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

一般社団法人 日本産婦人科感染症学会

「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) について 妊娠中ならびに妊娠を希望される方へ (随時更新)」

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/>

※このリーフレットは、2021年2月時点の情報や考え方をもとに作成しています。

状況に変化があった場合は、随時お知らせします。



◆ 相談・受診の目安

- 妊婦の方については、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合でも、念のため、重症化しやすい方と同様に、まずは早めにかかりつけ医等身近な医療機関に電話で御相談ください。
かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は、「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

◆ 各都道府県等の相談窓口の設置について

- 妊婦の方々への新型コロナウイルスに関する相談窓口が各都道府県等に設置されています。連絡先等については下記をご参照ください。
※お住まいの市町村の相談窓口もご活用ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11296.html



◆ 分娩について

- 各都道府県においては、妊婦の方が罹患した場合の周産期医療提供体制の整備など、安心・安全な分娩の実現に努めています。新型コロナウイルスに感染した妊婦の方は、**かかりつけ産科医療機関と分娩先などについてご相談ください。**

◆ 働いている方について

- 妊娠中の女性労働者が、その作業等における新型コロナウイルス感染症への感染のおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、妊婦検診等で主治医等から指導を受け、事業主に申し出た場合、事業主は、この指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務・休業）等の措置を講じなければなりません。（男女雇用機会均等法）
※本措置の適用期間は、令和2年5月7日～令和4年1月31日です。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000628247.pdf>
- 上記の措置として、医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、当該休暇を合計5日以上取得させた事業主に対して、助成金を支給しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11686.html
- 働く妊婦の皆さまが相談しやすいよう、母性健康管理措置及び助成金に係る相談に対応する窓口として、各都道府県労働局において「母性健康管理措置等に係る特別相談窓口」を設置しています。新型コロナウイルス感染症への感染について、不安やストレスを感じたり、通勤や働き方でお悩み、お困りの妊婦の方は、ご相談ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000677252.pdf>



◆ ビデオメッセージ集について

- 妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、**各分野の専門家からのメッセージ**を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10996.html



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 母子保健及び子どもの身体的な疾病についての対応 > ビデオメッセージ集 ~妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまへ~

ビデオメッセージ集 ~妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまへ~

妊婦のみなさま、小さなお子さまがいらっしゃるみなさまに向けて、各分野の専門家からのメッセージを掲載しました。

自見厚生労働大臣政務官からのメッセージ

自見厚生労働大臣政務官から、このビデオメッセージ集の目的及び厚生労働省からのメッセージをお伝えします。

動画は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

※ 働いている妊婦の皆様は[こちら](#)もあわせてご覧ください

産婦人科医からのメッセージ

妊婦の感染リスク、感染の不安がある場合の対応、里帰り出産に代わる支援等について、妊婦のみなさまに向けたメッセージをお伝えします。

日本産科婦人科学会 理事長 木村 正 氏

動画は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

日本産婦人科医会 常務理事 中井 章人 氏

動画は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

助産師からのメッセージ

妊娠中、産前産後等に利用可能な母子保健サービス等について妊産婦のみなさまにメッセージをお伝えします。

日本助産師会 会長 島田 真理恵 氏

動画は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

感染症専門医からのメッセージ

子どもの感染を中心に新型コロナウイルス感染症に関する基礎的事項、感染予防について、保護者のみなさまに向けたメッセージをお伝えします。

国立感染症研究所 感染症疫学センター 室長 多摩 馨子 氏

動画は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

資料は[こちら](#)

小児科医からのメッセージ

日常生活における子どもや家族のケア、ストレスに負けない過ごし方等について、お子さま及び保護者のみなさまに向けたメッセージをお伝えします。

国立成育医療研究センター こころの診療部 診療部長 田中 恭子 氏

動画（前編）は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

動画（後編）は[こちら](#)（厚生労働省動画チャンネル（YouTube））

資料は[こちら](#)

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

子ども・子育て支援

職場における子育て支援

福祉・介護

雇用・労働

年金

他分野の取り組み

組織別の政策一覧

各種助成金・奨励金等の制度

審議会・研究会等

国会会議録

予算および決算・税制の概要

政策評価・執法評価

関連リンク



情報配信サービス
ルマガ登録



子どものページ

携帯ホームページ



携帯版ホームページでは、緊急情報や厚生労働省のご案内などを掲載しています。

DV被害者等セーフティネット強化支援パイロット事業

【令和2年度第3次補正予算 1. 1億円】
 【令和3年度当初予算案 2. 4億円】
 (令和2年度予算額 2. 5億円)

目的

- 多様な困難に直面するDV(配偶者からの暴力)被害者等への支援において、民間シェルターは、先駆性、柔軟性、地域性、専門性等の強みを有し、地域社会における不可欠な社会資源として、重要な役割を担っているが、財政面、人的基盤とも厳しい状況にあり、今後、その存続が困難になるとの指摘もある。
- DV被害者等に対して、漏れなく、安全な居場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、民間シェルターの取組促進を通じて、地域社会におけるセーフティネット機能を強化する。

民間シェルターの運営団体数の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
団体数	125	115	108	107	122

概要

1. 性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金 ※本交付金の事業の一つとして実施

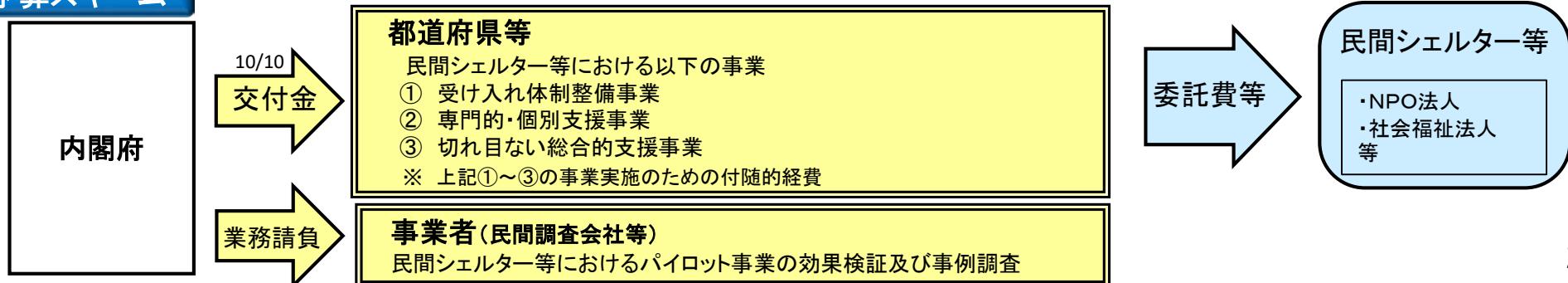
- ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、新型コロナウイルス感染症の防止に配慮した相談支援体制の整備に要する経費（感染予防対策、オンラインによる相談、入居者増に対応する一時的な居室確保）等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、児童相談所等関係機関とのネットワーク構築・連携に要する人件費、専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）

※上記①～③の事業実施のための付随的経費

- ◆ 交付率等 : 国10/10（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

2. 民間シェルター等におけるパイロット事業の効果検証及び事例調査

予算スキーム



ひとりで悩まず、話して、前を向こう。

DVかもと思ったら
すぐに相談を。

[DV相談ナビ]

は れ れ ば

#8008



[DV相談ナビ #8008]



匿名相談OK



情報厳守



親身に対応

一部のIP電話等からはつながりません

チャット・メールでの相談は
[DV相談プラス]へ。

つなく はやく
0120-279-889

チャット相談



メール相談



11月12日～11月25日「女性に対する暴力をなくす運動」

配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等の暴力は、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。

くわしくは、
政府広報 はれれば



パープルリボンは女性に対する暴力根絶、オレンジリボンは児童虐待防止のシンボルマークです